

議案第 53 号

丸亀市立学校県費負担教職員の部分休業に関する規則の一部改正について
丸亀市立学校県費負担教職員の部分休業に関する規則の一部を次のとおり改正いたしたい。
令和 8 年 3 月 27 日

丸亀市教育委員会
教育長 末 澤 康 彦

丸亀市立学校県費負担教職員の部分休業に関する規則の一部を改正する規則
丸亀市立学校県費負担教職員の部分休業に関する規則(平成 17 年教育委員会規則第 12 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(部分休業の承認の請求等の手続)</p> <p>第 2 条 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律第 19 条第 2 項の規定による申出及び同条第 3 項の規定による変更並びに部分休業の承認の請求(以下「部分休業の承認の請求等」という。)</u>は、<u>部分休業申出(変更)兼承認(取消)請求書(様式第 1 号)</u>により行うものとする。</p> <p>2 部分休業に係る子の出生前に<u>部分休業の承認の請求等</u>を行った職員は、当該子が出生した場合には、速やかにその旨を丸亀市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に届け出なければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 教育委員会は、<u>部分休業の承認の請求等</u>について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該<u>請求等</u>をした職員に対して、必要と認める書類の提出を求めることができる。</p>	<p>(部分休業の承認の請求手続)</p> <p>第 2 条 部分休業の承認の請求は、<u>部分休業承認(取消)請求書(様式第 1 号)</u>により行うものとする。</p> <p>2 部分休業に係る子の出生前に<u>前項</u>の請求を行った職員は、当該子が出生した場合には、速やかにその旨を丸亀市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に届け出なければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 教育委員会は、部分休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、必要と認める書類の提出を求めることができる。</p>

様式第 1 号を次のように改める。

部分休業申出（変更）兼承認（取消）請求書

年 月 日				
丸亀市教育委員会 様		学校名		
		職・氏名		
次のとおり部分休業の申出（変更）及び承認を請求します。				
1 請求に係る子				
氏 名				
請求者との続柄等				
生年月日		年 月 日		
2 申出の内容 又は変更後 の内容		① 1日につき2時間を超えない範囲内		
		② 1年につき条例で定める時間（10日相当）を超えない範囲内		
変更が必要な 事情				
3 請求期間		年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎 日	午前 時 分から
		年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他（ ）	午前 時 分まで
		午後 時 分から		午後 時 分まで
		午後 時 分まで		
4 備 考		年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎 日	午前 時 分から
		年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他（ ）	午前 時 分まで
		午後 時 分から		午後 時 分まで
		午後 時 分まで		

- 注 1 該当する□には、レ印を記入すること。
- 2 子の出生前に請求する場合は、「1 請求に係る子」欄には記入を要せず、「3 請求期間」欄には出産予定日以後の期間を記入すること。
- 3 申出の内容を変更する場合は、「変更が必要な事情」欄に、申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じることとなった状況が明らかになるように具体的に記入すること。
- 4 「3 請求期間」欄には、申出又は変更に係る年度内の期間を記入すること。
- 5 「4 備考」欄には、請求に係る子が養子の場合には養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子の出生前に請求する場合は出産予定日を記入すること。
- 6 この請求書には、請求に係る子の出産予定を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する証明書又はその写し）又は請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書若しくは養子縁組届受理証明書、事件に係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書若しくは証明書等のいずれか又はそれらの写し）を添付すること。
- 7 「3 請求期間」欄に記入された期間内における部分休業の承認の請求及び取消しの請求は、裏面に記入して行うこと。

(裏)

承認権の 確認	請求者の 確認	請求年月日	請求に基づく承認又は取消し後の部分休業の時間				残時間数 第2号部分 休業の場合	備考
		承認年月日	年 月 日	午 前	午 後	時 間 数		
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	分	
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	分	
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	分	
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	分	
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	分	
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	分	
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	分	

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。